



当社は「地球温暖化対策推進法」における「特定排出者」、ならびに「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における「地球温暖化対策事業者」に指定されており、温暖化対策についての計画書提出と温室効果ガス排出量の報告・公表が義務付けられています。

※地球温暖化対策推進法に基づく報告対象期間
毎年4月1日～翌3月31日

※2020年、2021年は新型コロナウイルスの影響にともなう休業、および営業時間短縮により排出量減。